

Ⅲ－４－８ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観形成重点地域：眺望景観保全地域 ⑧渋民緑地（愛宕山）から岩手山眺望領域

眺望の特徴	・盛岡らしさを代表するふるさとの山の眺望である。 ・玉山地区の愛宕山にある渋民緑地は、雄大な岩手山を背面として、俯瞰景となる渋民のまち並みと田園風景が調和した景観を形成している。
届出対象行為	・Ⅲ－９ 届出対象行為及び特定届出対象行為の別表による。

景観形成の基本方針

・渋民緑地から岩手山の眺望を確保するため建築物等の高さを規制する。 ・三ツ森山山頂及び鞍掛山山頂を結ぶ眺望領域内の俯瞰景観を保全するため、建築物の外観意匠及び工作物の計画を規制する。
--

景観形成の基準等

勧告基準	・視点場を渋民緑地 展望台（228m）に設定し、岩手山（2,038m）の山容のうち、標高 550mより上部の眺望を保全する。
-------------	--

* 建築物等の高さ制限の算定式

建築物高さの上限 = ((視点場の標高：228m+1.5m) + 視点場から建築物等の各部分までの距離×tan1° 43′) —計画地の地盤標高 (注：tan1° 43′ = 0.0299)
--

渋民緑地（愛宕山）から岩手山眺望領域図

